

鹿児島県総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県（以下「県」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）において実施する総合評価方式に関し、別に定めるもの（※）のほか、その試行に必要な事項を定めるものとする。

※「鹿児島県建設工事一般競争入札実施要領」等

(定義)

第2条 この要領に基づき試行する総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、県は、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うために、入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）に価格以外の技術的な要素に係る資料（以下「技術資料」という。）を提出させ、価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式をいう。

2 総合評価方式の類型については、以下のとおりとする。

(1) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工上の工夫等の技術提案や施工計画、表彰実績等を評価する方式

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに関する簡易な施工計画のほか、表彰実績等を評価する方式

(3) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、表彰実績や工事成績等を評価する方式

3 各類型における価格以外の技術的な要素の設定については、次のとおりとする。

(1) 標準型及び簡易型

案件毎に設定する。

(2) 特別簡易型

工種及び規模毎に設定する。

(対象工事)

第3条 この要領に基づく試行の対象とする工事は、一般競争入札（WTO対象を除く。）又は指名競争入札に付する工事のうち、知事が指定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 県は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるにあたり留意すべき事項について第5条に定める「総合評価技術委員会」（以下「技術委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 県は、前項の規定による当該意見聴取において、併せて、落札者を決定しようとする

きに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、価格以外の技術的な要素に係る評価結果(以下「技術評価点」という。)の適否について技術委員会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の「留意すべき事項」とは、「価格及び価格以外の技術的な要素を評価する基準」、「価格以外の技術的な要素に係る評価項目及び評価基準」等をいう。

4 県は、第1項の意見を聴くときは、事前に鹿児島県入札契約手続運営委員会設置運営要領に基づく「入札契約手続運営委員会」(以下「運営委員会」という。)で検討するものとする。

(総合評価技術委員会)

第5条 県は、総合評価方式を行う本庁の部ごとに2人以上の学識経験を有する者で構成する技術委員会を設けるものとする。

2 技術委員会の設置について必要な事項は、別途、「総合評価技術委員会設置要領」に定めるものとする。

(落札者決定基準等の決定)

第6条 県は、前条に規定する技術委員会の意見を踏まえ、運営委員会で審議の上、落札者決定基準及び技術評価点を決定するものとする。

2 前項の技術評価点は、落札者決定後に公表するものとする。

3 落札者は、落札者決定基準に基づき評価した結果のうち、評価の最も高い者とする。ただし、同点の場合は当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

4 価格に関する入札は、技術評価点決定後に行うものとする。

5 県は、第1項及び第3項の決定結果を技術委員会に通知するものとする。

(技術資料等の提出)

第7条 技術資料の受付期間は、公告の日の翌日から起算して10日間(当該期間に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて10日間)とする。

2 前項の技術資料を提出しない入札参加希望者には、入札参加資格を認めないものとする。

(入札公告又は指名通知に示す事項)

第8条 県は、総合評価方式により入札を行おうとするときは、次の事項について公告又は指名通知に記載する。

- (1) 総合評価方式による入札であること
- (2) 技術資料の内容及び提出期限
- (3) 落札者決定基準に関する事項
- (4) 第10条に関する事項
- (5) 第11条に関する事項
- (6) その他総合評価方式に関する事項

(総合評価方式入札結果の公表)

第9条 県は、落札決定後、速やかに総合評価方式による入札結果を入札参加者へ通知するとともに、閲覧により公表するものとする。

(総合評価方式入札結果に対する疑義照会)

第10条 入札参加者は、前条により通知された日から起算して7日（当該期間に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて7日間）以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

2 県は、疑義照会があった場合、照会のあった日の翌日から起算して7日（当該期間に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて7日間）以内に書面により回答するものとする。

(評価内容の担保)

第11条 県は、提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

2 県は、落札者決定に反映された技術資料の内容が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。また、工事成績評定も減点対象とすることができるものとする。ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

(技術資料に関する機密の保持)

第12条 県は、この要領に基づき入札参加希望者から提出された技術資料については、公表しない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成18年11月2日から施行する。

附則

この要領は、平成19年12月14日から施行する。

附則

この要領は、平成20年6月10日から施行する。

附則

この要領は、平成20年11月4日から施行する。